

II. 保育関係

1. 社会福祉施設の施設整備に関する基準、職員配置に関する基準は緩和せず、社会の発展水準にふさわしいものに抜本的に改善すること。

(1) 職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を公定価格に見積もること。

(2) 現在の2倍以上の人数の保育士を置けるよう公定価格を引き上げること。

*配置基準の引き上げの要望ではありません。開所時間・開所日ならびに、職員の年次有給休暇完全取得、完全週休二日制の実施、生理休暇の取得を前提した場合、2倍以上の保育士がいないと現行の配置基準が守れません。

(3) 経験年数の長い職員の給与に対応できるよう昇給財源を確保すること。

*処遇改善加算Ⅰの基本単価(旧民改費)を、より長い平均勤続年数に対応させて加算率を引き上げ、昇給財源を保障すべきです。

(4) 賃金に格差をつける処遇改善等加算Ⅱを働いている職員全員に支給される改善費に見直すこと。また、今年度の見直した経緯、意図を説明すること。

*今年度、処遇改善等加算Ⅱの見直しがされ、運用が柔軟になったようにみえます。しかし、キャリアアップを名目に「職員間格差をつくる」という考えは変わっておらず、現場で格差を生み、職員集団に不要な混乱が起きています。また、実務上結局年度末まで展望が見えず安定的な給与改善に不向きなこと、労働契約の締結や就業規則の作成における法人自治・労使自治に対する予算と制度を通じた不当な介入とならざるを得ないこと、など不適切です。

(5) 処遇改善等加算Ⅱのために、研修要件を切り離して、全ての職員が多岐にわたる研修が受講できるように、職員配置と研修参加の財源を保障すること。

*現場では、個人に加算される研修だからと、業務とみなされず、休日を返上して参加し、その参加費用も自己負担しているケースがあります。結果的にその人が受講したことで得られた加算は、他の職員のものも分配され、負担感や不公平感だけが残る、ということが起きています。

2. 国・自治体の責任で保育所整備費用の全額を用意し、児童処遇ならびに職員処遇にしわ寄せされている実態を解消すること。

(1) 保育所の整備費用(土地ならびに建物、新設ならびに改修・建て替え)の全額を公費でまかなえるよう制度を改め、委託費・給付費からの整備費用の捻出を禁止すること。

3. 保育の質を低下させないこと。

(1) 国の最低基準を引き上げること。

*厚生労働省は、5月中に立ち上げる予定の保育の質を論議する有識者会議で、国の最低基準の「見直しをする」(一人の保育士が受け持つ子どもの数や必要な部屋の広さ)としています。いま、自治体が上乘せをしている基準の重要性を認識し、国の基準の引き上げるべきです。乳児の担当制や、幼児の異年齢保育など、欧米スタイルの保育

を取り入れて保育の質の向上を！と求めるのであれば、配置基準も欧米並みにしてほしいです（イギリス5歳児8：1、アメリカ5歳児7：1、日本5歳児30：1）。

(2) 子どもの生活する保育室の環境や基準を低下させないこと。

*2018年3月22日に国土交通省が公表した既存の事務所等を活用した保育所整備での遮光基準の基準緩和は、窓のない部屋で子どもたちが過ごすことにつながり、絶対に認めることはできません。特に自発的な移動が困難な乳児は、自己体温調節も完全ではないことを考えると、熱中症などの体調変化を起こしやすく、それに気づかないことでの保育事故につながるのではないかと危惧します。厚生労働省として、この規制緩和に対する考えをお示してください。

(3) 職員配置基準で必要とされる人数の職員は、正規で有資格者を配置すること。8時間働く非正規職員を常勤職員と位置づけるならば、正規職員と同等の処遇にすること。また、配置基準に非正規職員の常勤換算を含む場合、正規職員としておこななければならない最低基準を示すこと。

*現場では、0歳児子ども9人に対し、正規職員1名・非正規8時間職員1名・常勤換算で1名（日替わり。しかも午前と午後で違う職員を1名分としてカウント）して保育を行っている保育所があります。子どもの安全や成長を継続的に見ることを新制度でも重視してきたと思います。国の配置基準を守った上での常勤換算であることを通達で示してほしいです。

4. 子どもの安全と保育者処遇が確保されるように次の措置をとること。

(1) 認可外でありながら、認可保育園同等の補助金を受けている「企業主導型保育事業」の助成金決定基準を説明すること。

*国は待機児童解消の柱として新制度に「企業主導型保育事業」を位置づけ、基準は、保育士資格者は2分の1でよいなど大幅な緩和した形で運営されています。新聞報道では、「管轄は内閣府だが助成決定は委託会社がしており、ネットで申し込み、書類に不備がなければ助成決定される」とあります。一方、認可保育所の場合は、数か月から1年かかります。多額の公費を投入しているにもかかわらず、この手続きの差はどのような基準でなっているのですか。

(2) 居宅訪問型保育事業は、子どもと保育者が1対1となる時間が長く、保育内容と労働実態が集団的に検証されることがないことから、子どもへの虐待や休憩の取れない勤務実態などへの不安が拭いきれません。子どもの安全と保育者の適正な労働条件が確保できる保証が得られるまで実施しないこと。

(3) 労働基準法の遵守を事業者徹底し、労働者からの違反の訴えに対しては、事前通告なしに時をおかずに実地監査を実施すること